

確定申告が始まります

2月16日(月)～3月16日(月) 〈土・日は除く〉

【受付会場】市民会館第1会議室(2階)
 【受付時間】午前9時～11時 午後1時～4時
 【問合せ先】税務課市民税係(☎47-1017)

確定申告は、昨年(1月から12月)の所得とその税額を申告するものです。申告の必要な人は、関係書類を早めに準備して、正しい申告と納税をしましょう。申告の際は、できるだけ自分で記入の上お越しください。

確定申告が必要な人

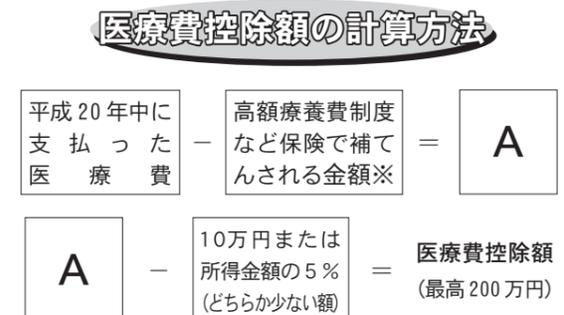
【サラリーマン】
 大部分のサラリーマン(給与所得者)の所得税は、年末調整で精算されていますので、確定申告の必要はありませんが、次の人は、申告が必要です。
 ◆給与の年収が2千万円を超える人
 ◆2カ所以上から給与をもらっている人
 ◆給与以外の所得が20万円以上の

【土地や建物を売った人】
 土地や建物を売った時の譲渡所得に関する税金は、分離課税と違って給与所得などの所得と区別して計算されます。

【そのほかの人】
 ◆商業、工業、農業、漁業などの自営業の人や医師、弁護士などの自由業の人
 ◆厚生年金・国民年金などの公的年金や生命保険契約に基づく年金などを受け取った人
 ◆地代、家賃、配当などの所得

控除の申告を忘れずに

《医療費控除》
 昨年中に、本人や家族が病気やけがなどで治療を受けた際に支払った医療費は、図の算式により医療費控除として所得から差し引かれます。



※保険で補てんされる金額
 健康保険などから支給を受ける療養費や出産育児一時金、生命保険契約の医療保険金や入院給付金など
 ■対象となるもの
 ◇医師または歯科医師による診療または治療の費用

◆満期の生命保険金など一時所得がある人
申告に必要なもの
 申告書(申告書が届いている人のみ)、印章、帳簿書類(収支のわかるもの)
 ※給与、年金などのある人は、源泉徴収票が必要です。
 ※家賃など不動産所得のある人は、課税明細書など固定資産税の額わかるものをご持参ください。
 ※所得税が還付になる場合は、口座振替となりますので、通帳など口座のわかるものをご持参ください。



住民税の申告

年末調整や所得税の確定申告をしていない人は、収入の多少にかかわらず市・県民税の申告が必要です。申告しないと、諸証明を発行できない場合があります。期間内に申告しましょう。

- ◇入院費(食事代を含む)
- ◇治療または療養に必要な医薬品の購入費
- ◇医師の処方に基づく治療のためのマッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復による施術費
- ◇主治医の証明を受けた介護用おむつの購入費
- ◇介護保険サービスを利用した場合の領収書に記載されている医療費控除相当分の費用
- ◇美容整形の費用
- ◇疾病予防、健康増進のための医薬品の購入費
- ◇通院にかかるタクシー代、自動車、自動車のガソリン代、駐車料金
- ②ケースにより医療費控除の対象となる場合があります。
- ◆必要な書類
 医療費の領収書、おむつ使用の場合は、おむつ代の領収書およびおむつ使用証明書
 ※介護保険サービスを利用した場合には、医療費控除対象金額の記載のある領収書が必要となります。施設またはサービス内容によって領収書の書式が異なりますので詳しくは、各施設にお尋ねください。

こんな人は直接米子コンベンションセンターへ

- ◆青色申告の人
 - ◆例年税務署で申告している人
 - ◆土地、建物、株式等を売るなど分離課税の対象となる人
 - ◆災害などで被害を受け、雑損控除を受けようとする人
 - ◆特定増改築等住宅借入金特別控除を受けようとする人(パリアフリー改修工事・省エネ改修工事)
- ◎問合せ先 米子税務署 (☎32-4121)



インターネットで所得税の確定申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で所得税の確定申告書が作成できます。作成した申告書は、カラープリンターで印刷してそのまま提出できます。
<http://www.nta.go.jp/>

国税の申告・納税等の手続きはe-Taxで!

所得税の確定申告は、さらに便利で使いやすくなったe-Taxで!
 ◆ホームページでカンタン申告
 ◆最高5千円の税額控除(平成19年の確定申告で電子証明書等特別控除を受けていない人のみ)
 ◆添付書類の提出不要
 ◆還付申告がスピーディー
 ※e-Taxのご利用には、電子証明書の取得が必要です。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

還付申告は始まっていきます

次に該当する人で、所得税が還付になる人の申告は現在受付中です。2月16日以降は、大変混雑しますので、早めにおでかけください。
 ◆年金収入のみの人
 ◆年金収入と給与収入のみの人
 ◆中途退職してその後就職をしていない人
 ◆医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける人
 ◆年末調整後に子どもの誕生など扶養親族に異動があった人

◆必要な書類

- ◇住民票の写し
- ◇家屋・土地(家屋とともに土地を取得した場合)の登記簿謄本
- ◇請負(売買)契約書など家屋・土地の取得年月日・床面積・取得価格がわかる書類(印紙が張つてあるもの) ※写しでも可
- ◇借入金の年末残高等証明書
- ◇増改築の場合は、建築確認証・検査済証の写しまたは建築士から交付を受けた増改築等工事証明書

◆平成11年から平成18年までに入居した人へ

所得税から控除しきれない額が生じた場合は、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出すると、個人住民税から控除しきれなかった額が控除されます。

日曜日の

確定申告の受け付け
 2月22日と3月1日の日曜日は、「くにびきメッセ(松江市・9:00～16:00)」で確定申告の相談と申告書を受け付けますのでご利用ください。